

平成 18 年度診療報酬改定で新設された主な施設基準の届出状況

○ 平成 18 年度診療報酬改定において新設された施設基準のうち、「ニコチン依存症管理料」、「在宅療養支援診療所」及び「コンタクトレンズ検査料 1」に係る平成 18 年 4 月 1 日及び 5 月 1 日時点での保険医療機関からの新規届出状況を各社会保険事務局から聴取し、速報値として以下のとおり取りまとめた。

○ なお、施設基準に係る届出状況については、毎年 7 月 1 日現在の状況について各社会保険事務局から報告を受け、取りまとめることとしている。

（届出医療機関数の状況）

	4 月 1 日新規 届出数 (1)	5 月 1 日新規 届出数 (2)	5 月 1 日現在 届出総数 (1)+(2)
ニコチン依存症管理料	1, 1 2 9	1 5 1	1, 2 8 0
在宅療養支援診療所	8, 1 5 5	4 4 0	8, 5 9 5
コンタクトレンズ検査料 1	6, 6 2 6	2 0 6	6, 8 3 2

※ 速報値につき、後日変更があり得るものである。

(参考)

<ニコチン依存症管理料>

- ・ ニコチン依存症と診断された患者のうち禁煙の希望がある者に対する一定期間の禁煙指導について評価を行う。

初回（1週目）	230点
2回目、3回目及び4回目（2週目、4週目及び8週目）	184点
5回目（最終回）（12週目）	180点

[対象患者]

以下のすべての要件を満たす者であること

- ・ ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（TDS）でニコチン依存症と診断された者であること
- ・ ブリンクマン指数（＝1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上の者であること
- ・ 直ちに禁煙することを希望し、「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会及び日本癌学会により作成）に則った禁煙治療プログラム（12週間にわたり計5回の禁煙治療を行うプログラム）について説明を受け、当該プログラムへの参加について文書により同意している者であること

[施設基準]

- ・ 禁煙治療を行っている旨を医療機関内に掲示していること
- ・ 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務していること
- ・ 禁煙治療に係る専任の看護職員を1名以上配置していること
- ・ 呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること
- ・ 医療機関の構内が禁煙であること

[算定要件]

- ・ 「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会及び日本癌学会により作成）に則った禁煙治療を行うこと
- ・ 本管理料を算定した患者について、禁煙の成功率を地方社会保険事務局長へ報告すること
- ・ 初回算定日より1年を超えた日からでなければ、再度算定することはできないこととする。
- * 本管理料の新設による効果については、診療報酬改定結果検証部会による検証の対象とする。

<在宅療養支援診療所>

- ・ 高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるよう、診療報酬上の制度として新たに在宅療養支援診療所を設ける。

[在宅療養支援診療所の要件]

- ・ 保険医療機関たる診療所であること
- ・ 当該診療所において、24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患家に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関の保険医との連携により、当該診療所を中心として、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関、訪問看護ステーション等の看護職員との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の医師の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当看護職員の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関内において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること
- ・ 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携していること
- ・ 当該診療所における在宅看取り数を報告すること 等

<コンタクトレンズに係る診療の評価>

- コンタクトレンズに係る診療について、以下のとおり保険給付の範囲を明確化して周知徹底を図るとともに、その運用が適切に行われるよう個別指導を重点的に実施する。
 - ・ コンタクトレンズの処方を行った後、疾病に罹患していることが疑われないにもかかわらず、定期的にコンタクトレンズ装用者に眼科学的検査等を行うことは、保険給付の対象とはならない。
 - ・ コンタクトレンズの処方に係る診療については、屈折異常の患者に対する診療が継続しているものとして、初診料は第1回の診療のときのみ算定できる。
- コンタクトレンズに係る診療について算定する点数として、定型的に実施される眼科学的検査に係る費用を包括したコンタクトレンズ検査料を新設する。

・コンタクトレンズ検査料（Ⅰ）	初診時	387点	再診時	112点
・コンタクトレンズ検査料（Ⅱ）	初診時	193点	再診時	56点